

鹿児島県合唱連盟規約

第一章 組織

(名称)

第1条 本連盟は、鹿児島県合唱連盟と称する。

(事務局)

第2条 本連盟は、事務局を事務局長の所属する職場または自宅におく。

また、会計事務局を会計系の職場または自宅におく。

(構成)

第3条 本連盟は、鹿児島県内の小学校／少年少女・中学校・高等学校・大学・一般の各合唱団で、所定の加盟申込書を提出し、会費を納入した団体をもって構成する。

第4条 本連盟は、全日本合唱連盟九州支部に所属する。

第二章 目的および事業

(目的)

第5条 本連盟は、合唱活動の普及・向上を図り、本県の芸術文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 合唱祭・合唱コンクール・合唱講習会・研修会などの開催
- (2) 本連盟加盟団体の音楽向上および事業の助成
- (3) その他、合唱に関する必要な事業

第三章 役員

(役員)

第7条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1～2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 理事 20名以内
- (7) 監事 2名

(役員を選出)

第8条 本連盟の役員を選出は次のとおりである。

- (1) 理事長は、理事会の推薦により総会で承認する。
- (2) 副理事長・事務局長・事務局次長および会計は、理事長が指名する。
- (3) 理事は、小学校／少年少女・中学校・高等学校・大学・一般の各部門の代表を総会において選出する。
各部門の理事数は、理事会で定める。
- (4) 監事は、理事長が委嘱する。
- (5) 必要があるときは、事務局に理事以外のホームページ管理担当者をおき、理事長が委嘱する。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりである。

- (1) 理事長は、本連盟を代表しその運営を総括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し理事長不在のときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本連盟の事業運営の実務を総括する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し事務局長不在のときはその職務を代行する。
- (5) 会計は、本連盟の事業運営等に関わる会計事務を担当する。
- (6) 理事は、本連盟の事業運営に必要な事項を審議し、各事業の運営にあたる。
- (7) 監事は、本連盟の事業の運営ならびに会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、特別の事由があるときに限り、総会の承認を得て、任期を1年、または3年に変更することができる。
- (2) 補欠選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 顧問

(顧問)

第11条 本連盟に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- (2) 顧問は、本連盟から諮問があるときは、意見を述べることができる。

第五章 会議

(会議の種類)

第12条 会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会・理事会（常任理事会・一般理事会）とする。
- (2) その他に必要な場合は、随時招集する。

(総会)

第13条 総会は年1回定期に開くものとし、次の事項を審議する。ただし、構成員の半数以上の要求があったとき、または理事会が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

- (1) 事業計画および報告に関する件
- (2) 予算および決算に関する件
- (3) 役員選任に関する件
- (4) 規約の変更に関する件
- (5) その他、重要な事項

第14条 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状があるときは出席とみなす。

第15条 総会の決議は出席の過半数の賛成を要する。賛否同数の場合は、議長が決定する。

ただし、規約の改正は3分の2以上の賛成を要する。

(常任理事会)

第16条 常任理事会は、理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・会計・庶務・渉外、および小学校/少年少女/中学校、高等学校、大学/一般の3区分の代表をもって構成し、必要に応じて理事長が召集する。また、必要に応じて事業担当理事を加えることができる。

第17条 常任理事会は、次の事項を審議し決定する。また、それぞれの事業の企画運営にあたる。

- (1) 事業の企画運営・報告に関する件
- (2) 事業の予算・決算に関する件
- (3) 役員を選任・推薦に関する件
- (4) 規約改正に関する件
- (5) その他、特に重要な事項

(一般理事会)

第18条 一般理事会は、理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・会計・庶務・渉外、および理事をもって構成し、本連盟の運営全般について審議する。

第19条 事業担当者会は、前条の役員及び次の事業ごとの理事をもって構成し、それぞれの事業の企画運営にあたる。

- (1) 合唱祭
- (2) 合唱フェスティバル
- (3) 合唱講習会
- (4) 研修会
- (5) アンサンブルコンテスト
- (6) コーラスセミナー

(監事)

第20条 監事は、必要であるときは理事会に出席し、説明を求めたり意見を述べることができる

第六章 会 計

(経費の支弁)

第21条 本連盟の経費は、連盟会費および補助金・賛助会費・寄付金・事業益金、その他の収入をもって支弁する。

第22条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

付 則

この規約は平成 1年に改正、同年4月 1日から施行する。

この規約は平成 3年に改正、同年4月 1日から施行する。

この規約は平成14年に改正、同年4月 1日から施行する。

この規約は平成18年に改正、同年4月29日から施行する。

この規約は平成22年に改正、同年4月18日から施行する。

この規約は平成26年に改正、同年4月20日から施行する。